

Title	科学技術と安全保障問題の構図
Author(s)	竹下, 寿英
Citation	年次学術大会講演要旨集, 4: 21-24
Issue Date	1989-10-10
Type	Presentation
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5244
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	セッション

竹下 寿英 テクノバ

1. はじめに

科学技術は、世界経済での役割と、人類の共通の資産としての位置づけを高め、その相互交流と移転が拡がっている。その一方で、科学技術は、各国の産業競争力の基盤であり、安全保障上は、重要な役割を占めるため、国際的にも様々の問題をもたらしている:

- 80年代に入、これからの日米間の摩擦と協力の新たな様相
- 民間の技術開発における、安全保障問題への配慮
— 両用性, 風評協力, 軍事技術協力 など
- 新たな, 国際的な脅威とは何が。
- 日本にとっての, 経済力にみあったグローバルな役割は何が。

2. 日米間の科学技術摩擦, 協力の安全保障問題の新しい様相

(1) 日米間の貿易摩擦の変化

1972. 1 日米繊維交渉、— 対米輸出伸び率を3年以内の5%に抑制
1976. 6 日本製特殊鋼の輸出規制、— 5年10.3年以内の総量規制
1977. 5 カラーテレビの輸出自主規制の合意 — 年割175万台
1981. 5 乗用車の輸出自主規制の合意 — 年割16万台
1986. 9 日米半導体協定
1986. 11 工作機械の輸出自主規制の合意。

1986年より、米国のハイテク/ロビー層の貿易収支が赤字に転じ、軍事利用面での重要な基幹産業が危機にさらされてくる。——→ 対応:

1987年の National Center for Manufacturing Sciences (NCMS) 設立
1987年の SEMATEC: 半導体研究コンソーシアム設立
更に, HD TV, 超電導開発など, 国防省のみでなく, 産業政策としての色彩が強まってゆく。

(2) 日米間での防衛分野での技術協力の展開

1983. 1 対米武器技術供与の途が開かれる。
1986 「携行SAM関連技術」「海軍の補助給油艦の建造技術」
「海軍の航空母艦の改修, 修理のための技術」の供与が決まる。

但し、「枠組作り」の面では、ゆっくりにした展開で、半国の中心はむしろ日本の民生技術にある。

日米両国の軍事技術の共同開発、共同研究は、増大するだろう。
1987. 7. SDI 研究参加に因る日米政府間協定締結
1989. 4. 次期支援輸送機 (FSX) 共同開発の日米両国合意
今後、ミサイル搭載用、ターボプロペラエンジンの開発が予定されている。

- (3) 日米科学技術協力協定の改訂と安全保障論議
これより協定では、米国は、それ程重要な説明等、先示した可能性を余り示さずして来た。しかし、今回の改訂では、安全保障上、秘密保護が必要とされた場合の研究の取扱いの問題となった。
この結果は、非公式の行爲文書で、「共同研究のうち、国防にかかわる公算の出てきたものは、研究を中止し、その内容は両国の国内の範囲で非公開にする」とされている。(1988. 6. 同印)
この協定との関連で重要なのは、日本の特許制度に、例外措置として、米国内で軍事機密などの理由から、秘密保持の扱いをうけている特許をもつ企業は、日本国内でも秘密保持の扱いをうけたままで特許を行使し、先駆権を確保することの可能となったことである。(1988. 4. 交理)

- (4) 安全保障の観点からの技術移転の規制
共産圏など、両側にとっての問題とされる地域への技術流出の管理
— 各国国内の輸出管理法
— ココム

1987年の東芝機軸ココム違反事件がある。
規制の対象は、両国の製品と、技術データのあるもの、重要なものは、軍事重要技術リスト (MITL) が作成されている。
70年代 — 通商上の配慮優先
80年代 — 再び規制の強化
89年 — 米欧がらの民内航空機輸出。

米国では、技術情報に関する、国家安全保障の観点から機密とすべき情報の扱いの規定 (行政命令12356号, 1982. 4) と別に、連邦政府の支援した、基礎研究に対する規制 (国家安全保障法命令189号, 1985. 9) がある。
これらの技術と情報の管理のいさざせ、それと秘密保持の点に利用されることと懸念され、米国内でも様々な規制がある。

(5) 企業電版に對する介入

外国企業による、米國企業の電版、合併に對しては、とくに兵器企業が軍事技術を有しているため、国防者の整竹研究を行っている場合、政府が介入して中断することがある：

- 1983年 京セラ — グーネット社 (セラミック)
- 1983年 新日鐵 — スペシャルメタルズ社 (特殊合金)
- 1984年 ミネベア — ニューハンプロナーホームエレクトロニクス社 (ハイブリッド)
- 1987年 富士通 — ファアチマイルト社 (半導体)

1988年の包括貿易協定の、エクソン・フオリオ条項として、安全保障層から、米企業電版禁止権限規定が盛り込まれた。この因縁が、徳山曹達のジエナール、セラミック社電版では、軍需品内の切りはるしが行われている。

3. 国際環境と科学技術の役割の变化

- 1990年代の国際環境、脅威の性格の变化
 - 米・ソ、東西関係が、対立過程から、交渉過程へ。
 - 米・ソにとって、安全保障を支える、経済力、及び技術力のせい弱性の顕在化
- 両国技術の重要性の高まり
 - 軍事技術開発の特性： 限界的な機能に大規模資金投入。開発期間とライフサイクルの長さ。
 - 民生技術開発の特性： 潜在市場規模が大きく、大量生産とコストダウン。ライフサイクル短かく、早い高層化
- 米國の国防上重要な基幹産業の危機。
 - エレクトロニクス、半導体、ハイブリッド、精密機械(光学機械等)及びコンピュータでの問題
- 米國にとっての日本の技術優位命路への注目
 - カリウム・ヒ素、その他化合物半導体、超ファイン線、ハイテクノロギック材料、フロッピーディスクなど。
- 新たな安全保障環境下における技術と軍備
 - 2432の「脅威下の安定」から「低脅威下の不安定」へ
 - 軍備管理の動向と新たな軍備の必要性 — ユーロパの防衛
 - 技術の役割の变化は技術安全保障と協力。

4. 国際的な安全保障の枠組みと日本の責務

世界経済と技術の相互依存関係の深化は、安全保障においても、一國単位ではなく、相互的、地域的な安定化と協力と重視した、国際安全保障を求めるようになってきている。米ソが、緊張緩和と軍縮縮小へと動き、経済と技術が、安全保障上の役割を高めるなど、日本にとっての国際安全保障上の責務は今後大きく変わっていくであろう。科学技術と安全保障の視点を以下のいくつかのポイントをあげると：

- (1) 高度技術の両用性への理解と安全保障上の過剰規制の排除
日本としては、高度技術が、安全保障上どのような意味——戦略として、又兵器システムとして——を持つていくかを十分理解し、上で、過剰規制を、国際的合意の下に排除していくことを望む。
- (2) 経済の相互依存の深化による安全保障
国際的な脅威の性格の變化に対応して、日本は安定的、均衡のとれる国際経済関係樹立に、協力と責任を負担していくことを望む。
- (3) 科学技術のフリー・アクセスへの支援
科学技術には、基礎から、応用、商用化までの幅広い段階がある。このうち、科学技術のフリー・アクセス、水準的・国際的層面では、世界的、地域的、相互的安定性は高まりつつあると考えられる。
- (4) 国際的互技術開発協力の推進
地球環境の保全、エネルギーの撲滅など、人類共通の課題への対応、日本の責務は、自らの安全保障への大きな脅威となる。軍縮・軍備管理などの技術的開発——地下核実験抑制技術、紅血球による毒害を中心とした兵器管理技術、軍備管理の検証技術——も国際的に有効である。
- (5) 技術と安全保障の関係と脅威の格別の整備
実際には、総合的・安全保障と、日本の国際的責務と脅威の格別の整備と必要であり、その中で、科学技術と安全保障を統合、検証する必要があるであろう。
- (6) 西側同盟国間での協力の推進
国際的な安全保障を確立するに、まず西側同盟国間の協力、力の共有である。この際、国際環境の變化、脅威の變化を十分把握することが必要である。その中で、日本の果たすべき責務を明確化していくことが可能である。